

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月26日
【会社名】	積水樹脂株式会社
【英訳名】	Sekisui Jushi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 C E O 馬場 浩志
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号
【電話番号】	0 6 (6 3 6 5) 3 2 8 8
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 常務執行役員 財務・I R 担当 菊池 友幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
【電話番号】	0 3 (6 7 5 8) 1 0 6 5
【事務連絡者氏名】	人財本部 東京人事・総務部長 宇田 雅志
【縦覧に供する場所】	積水樹脂株式会社東京本社 (東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものである。

1【提出理由】

2025年6月25日開催の当社第91回定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、馬場浩志、宮田年耕、高野博、伊藤聡子、赤穂啓子、菊池友幸、三好永晃、高林周一郎を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、多田章人を選任する。

(株主提案)

第3号議案 自己株式取得の件

本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数3,181,000株、取得価額の総額7,952,000,000円を限度として取得する。

第4号議案 取締役および社外取締役の員数に関する定款変更の件

取締役の員数を10名以内とし、社外取締役を過半数とするために、定款変更を行う。

第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び株式数を増やし、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年50百万円以内）、付与株式数の上限80,000株（うち社外取締役分は上限20,000株）とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案(会社提案)					
馬場 浩志	259,420	9,937	0	96.2	可決
宮田 年耕	267,344	2,013	0	99.1	可決
高野 博	267,263	2,094	0	99.1	可決
伊藤 聡子	267,221	2,136	0	99.0	可決
赤穂 啓子	267,548	1,809	0	99.2	可決
菊池 友幸	266,830	2,527	0	98.9	可決
三好 永晃	266,814	2,543	0	98.9	可決
高林 周一郎	266,830	2,527	0	98.9	可決
第2号議案(会社提案)					
多田 章人	232,087	37,270	0	86.0	可決
第3号議案(株主提案)	77,350	191,987	20	28.7	否決
第4号議案(株主提案)	54,940	214,397	20	20.4	否決
第5号議案(株主提案)	73,941	195,396	20	27.4	否決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は以下のとおり。

- ・第1号議案、第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席(事前行使分を含む)し、その議決権の過半数の賛成。
- ・第3号議案、第5号議案は、出席(事前行使分を含む)した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成。
- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席(事前行使分を含む)し、その議決権の3分の2以上の賛成。

2. 本株主総会における議決権を行使することができる株主の議決権数並びに事前行使分及び当日出席の株主の議決権数は、次のとおりである。

- ・議決権を行使することができる株主の議決権数：309,865個
- ・事前行使分及び当日出席の株主の議決権数：269,793個

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の株主から議案の賛否に関して確認できたものの集計により会社提案については可決、株主提案については否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

以上